令和５年２月 17 日
岩手県競馬組合

岩手県競馬組合の不適切事案に係る要因と再発防止策に関する報告書

１　趣旨

岩手競馬は、平成１９年３月に、構成団体であります岩手県、奥州市、盛岡市から総額 330 億円の融資を受けて競馬事業を存続しているところであり、また、平成２３年３月に発生した東日本大震災津波の際には、農林水産省様や日本中央競馬会様、地方競馬全国協会様をはじめ多くの方々から御支援をいただき、競馬事業の再開を果たすことができました。

このように関係各位の多大な御支援、御指導のもと、日頃から、競馬関係者が一丸となって岩手競馬を運営している中で、今般、当競馬組合の幹部職員が収賄容疑で逮捕、起訴、有罪判決を受けるという事案（令和４年７月２８日逮捕、同年８月１８日起訴、同年１２月２７日に有罪判決を受けた、当競馬組合職員に係る収賄事案を指す。以下「不適切事案」という。）が発生しました。

このような事案が発生したことにより、県民や競馬ファン、競馬関係者からの当競馬組合の信頼は著しく失墜してしまいました。また、これまでの取組では、全ての職員に対し、コンプライアンス意識を徹底することができていなかったこと、人事・組織マネジメントや企画コンペの実施方法などの課題等が明らかになりました。

こうしたことを受けて、二度とこのような事案を発生させないため、職場ごとに再発防止策等を検討する職員ミーティングを実施するとともに、幹部職員をメンバーとする「岩手県競馬組合コンプライアンス推進チーム」を８月１６日に設置し、８月２４日から計７回にわたる検討を行い、その後、競馬組合議会議員懇談会（９月２８日及び１１月１８日開催）及び有識者による競馬組合コンプライアンス推進評価委員会（１０月５日、１２月１３日及び２月１７日開催）においてご意見をいただき、事案が発生した要因と再発防止策に関する報告書を取りまとめたところです。

岩手競馬ファンはもとより、県民や競馬関係者の皆様に御迷惑と御心配をおかけしましたことを改めて深くお詫び申し上げるとともに、今後は、当競馬組合職員一丸となって再発防止に努め、信頼回復を図ってまいります。

２　不適切事案の概要

起訴状・判決等による不適切事案に係る概要は、次のとおりです。

【事案概要】

逮捕・起訴された岩手県競馬組合職員は、平成３０年１１月２３日から令和４年２月２８日までの間、同組合の広報・情報発信業務の企画立案、推進に関する職務を担当し、岩手競馬広告宣伝等業務を委託する業者を選定する企画コンペの審査員の一員として委託業者の選定等の職務に従事するとともに、選定された業者と共に岩手競馬の広告宣伝業務を行う職務に従事していたものであるが、岩手競馬広告宣伝等業務を受託する業者（以下「受託業者」という。）の役員等から、広告宣伝等業務の企画コンペに向けた指導・助言など受託業者の業務に関して有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨、そのような有利かつ便宜な取り計らいを受けたことに対する謝礼又は今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨で供与されるものであることを知りながら、平成３１年１月中旬から令和４年４月上旬頃までの間、盛岡市内の飲食店ほかにおいて、１８回にわたり代金合計８１，５４５円相当の飲食接待を受けるとともに、商品券など１０点の代金合計７８，５７８円相当の供与を受け、自己の職務に関し賄賂を収受したもの。

※　令和４年１２月２７日　懲役１年（執行猶予３年）　商品券３０枚没収
追徴金１３０，１２３円　の有罪判決

３　不適切事案発生後の対応

令和４年７月２８日に職員が逮捕されたことを受け、当競馬組合では次のとおりコンプライアンス確保に向けて取組を行いました。

① ７月３０日に盛岡競馬場に勤務する競馬組合職員及び一般社団法人岩手県競馬振興公社（以下「公社」という。）の全職員を参集させ、常勤副管理者からコンプライアンスの遵守等について訓示を行った。

② ７月３０日付けで、コンプライアンスマニュアルや職員倫理規程の遵守の徹底を図るため、競馬組合及び公社の全職員に対して綱紀保持に関する通達を発出した。

③ ７月３０日に臨時部課長会議を開催し、次の２点を指示した。

- 室課単位で職員ミーティングを行い、利害関係者からの飲食等の供応接待や金銭・物品の贈与等の事案がないか確認することと併せて、不適切事案が発生した原因と再発防止策を話し合うこと。
- 部下職員にコンプライアンスマニュアルや職員倫理規程を配布し、収賄や利害関係者からの禁止行為等を説明し、改めてコンプライアンス遵守を徹底すること。

４　原因究明・再発防止策及びコンプライアンス推進の検討体制

⑴ 競馬組合コンプライアンス推進チーム（内部検証）

上記の不適切事案の発生を受けて、事案が発生した原因の究明と再発防止策を検討するとともに、当競馬組合における法令遵守や適正な業務推進、公正競馬の確保など、コンプライアンスの推進を図っていくことを目的として、８月１６日に「競馬組合コンプライアンス推進チーム」を設置し、不適切事案が発生した原因の究明と再発防止策について検討しました。

コンプライアンス推進チームの開催状況は以下のとおりです。

① ８月２４日（水）第１回コンプライアンス推進チームを開催

② ８月２７日（土）第２回コンプライアンス推進チームを開催

③ ８月３１日（水）第３回コンプライアンス推進チームを開催

④ ９月７日（水）第４回コンプライアンス推進チームを開催

⑤ ９月１０日（土）第５回コンプライアンス推進チームを開催

⑥ ９月１３日（火）第６回コンプライアンス推進チームを開催

⑦ ９月２１日（水）第７回コンプライアンス推進チームを開催

⑧１０月１２日（水）第８回コンプライアンス推進チームを開催

⑵ 競馬組合コンプライアンス推進評価委員会（外部評価・助言等）

競馬組合コンプライアンス推進チームにおける効果的な再発防止策の策定や、競馬組合のより一層のコンプライアンス推進を図るため、９月２２日に有識者等による第三者機関として「競馬組合コンプライアンス推進評価委員会」を設置し、コンプライアンス推進チームが取りまとめた報告書案や競馬組合のコンプライアンス推進の方向性等に対する評価・助言などを行いました。（１０月５日に第１回、１２月１３日に第２回、２月１７日に第３回の競馬組合コンプライアンス推進評価委員会を開催）

５　利害関係者との不適切な事案に関する内部調査

競馬組合の職員に対し、職場ミーティングや上司との面談等により、平成３０年度から令和４年７月末日までの間を対象に、利害関係者との不適切な事案がないか調査した結果は以下のとおりです。

(1) 許認可等事業者

競馬組合が所有する土地、建物等行政財産の使用許可等を行っている団体・事業者から飲食接待や金銭・物品の供与等を受けている事案がないか、内部調査を行った。

（調査結果）

利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食していたが、倫理監督員への届出がなかった事例が８件あった。

≪年度別内訳≫

平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	計
２件	３件	２件	１件	０件	８件

【参考】

●「岩手県競馬組合職員倫理規程」（令和４年３月 30 日公布）

第５条　職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

（略）

(7)　利害関係者と共に飲食をすること。

（略）

２　前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

（略）

(7)　利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食すること。ただし、（略）あらかじめその旨を倫理監督員に届け出たもの（やむを得ない理由により、あらかじめ届け出ることができない場合には、事後速やかに届け出たものを含む。）に限る。

●「岩手県競馬組合関係職員コンプライアンスマニュアル」（平成２１年度策定）

Ⅳ　行動指針　７　利害関係者との関係

・　利害関係者との間における禁止行為（略）について、岩手県では「職員の職務に係る倫理の保持に関する規則」を策定し、規定していますので、これを参考として対応することが適当です。

　例えば、利害関係者から（略）供応接待を受けることなどは、禁止されておりますので注意が必要です。

・　職員一人一人は、相手が利害関係者かどうか、相手方との行為が許されるかどうかなどについて疑問がある場合は、（略）上司や「相談窓口」に相談してください。

(2) 補助事業者

競馬組合が補助を行っている団体・事業者から飲食接待や金銭・物品の供与等を受けている事案がないか、内部調査を行った。

（調査結果）

利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食していたが、倫理監督員への届出がなかった事例が、２件あった。

≪年度別内訳≫

平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	計
１件	１件	０件	０件	０件	２件

(3) 契約事業者

競馬組合が工事契約、委託契約している団体・事業者から飲食接待や金銭・物品の供与等を受けている事案がないか、内部調査を行った。

（調査結果）

職場に対するお歳暮、お中元として物品（菓子、ジュース等）を受領している事案が、確認できるもので８件あった。

≪年度別内訳≫

平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	計
不明	不明	不明	不明	８件	８件

【参考】

●「岩手県競馬組合職員倫理規程」（令和４年３月 30 日公布）

第５条　職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1)　利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けること。

●「岩手県競馬組合関係職員コンプライアンスマニュアル」（平成２１年度策定）

Ⅳ　行動指針　７　利害関係者との関係

・　利害関係者との間における禁止行為（略）について、岩手県では「職員の職務に係る倫理の保持に関する規則」を策定し、規定していますので、これを参考として対応することが適当です。

　例えば、利害関係者から、金銭や物品の贈与を受けること（略）などは、禁止されておりますので注意が必要です。

(4) 内部調査結果への対応

① 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食する場合に必要な届出を行っていないことや、職場に対する利害関係者からのお歳暮やお中元を受領することは、職員倫理規程やコンプライアンスマニュアルに抵触しており、関係職員に厳重注意を行った。再発防止に向けて、職員倫理規程やコンプライアンスマニュアルの周知と遵守を徹底する。

② 職場に対する利害関係者からのお歳暮、お中元を受領していた事案に関し、未消費のものについては返却した。今後、職場あてに同様の物品が届けられた場合には、倫理監督員に報告のうえ返却するなど、受領しないことを徹底する。

③ 行政財産の使用許可や補助交付決定、工事・委託等契約の締結等を行う際には、お中元、お歳暮などの儀礼的な物品の持参・送付を禁止する通知を、相手方団体・事業者などに発出する。

６　不適切事案発生の要因

今般の不適切事案の発生を踏まえて、競馬組合職員と利害関係者（受託事業者）との不適切な関係を、組織として未然に防ぐことができなかった要因について、コンプライアンス推進チームで検討し、以下のようにまとめました。

(1) 職員に対するコンプライアンス意識の啓発不足

平成２１年度に施行された「岩手県競馬組合コンプライアンスマニュアル」や令和４年度から施行された「職員倫理規程」について、全職員への周知が十分でなく、職場内のコンプライアンス研修も開催されていなかったことから、公務員として当然守るべき服務規律等についての認識が薄くなったものと考えられること。

(2) 企画・広報部門への長期配属の弊害

逮捕・起訴された当該職員は、長年にわたり企画・広報部門に従事しており、この間、企画部門においては、当該職員に情報や外部との人脈が集中し、組織内での発言力が高まり業務の属人化が進んだこと、広報部門においては、長期にわたり同一の広報業務受託事業者の選定が続き、同時期に長期にわたり広報事業に従事した当該職員と受託事業者の緊張感が薄れていったことにより、不適切な関係性へとつながっていったものと考えられること。

(3) 業務情報の共有不足

当該職員は、事業者との外部での打合せを単独で行っており、業務上共有すべき情報を個人が独占し、内部けん制が働かない状況になっていたと考えられること。

(4) 業務管理の仕組みの不備

上司や幹部職員が、外部との打合せの状況など、職員一人ひとりのスケジュール等を把握する仕組みが整備されておらず、職員ごとの業務管理が不十分であったものと考えられること。

(5) 外部通報に対する対応の不備

不適切事案発生の前年に、当該職員に関し、外部からの飲食接待に関する通報があったにも関わらず、組織として適切な確認・注意を行うことができなかったものと考えられること。

(6) 企画コンペにおける競争性の不足等

広報業務委託に係る企画コンペへの参加業者が長期にわたり受託事業者１社であったことにより、受託事業者との緊張感が薄れ、不適切な関係性へとつながっていったものと考えられること。

また、広報業務委託に係る企画コンペの実施に当たって、審査員に対して守秘義務の徹底などの事前説明が不足していたものと考えられること。

7　再発防止策

今回の不適切事案の発生を受け、コンプライアンス推進チームで検討した要因を踏まえて、当競馬組合では、再発防止策として次の取組を行います。

また、この取組は、今後策定する、不適切な事案の根絶に向けた「コンプライアンス推進方策」とも重なるものであり、これを基本としながら、検討を進めていきます。

(1) 職員のコンプライアンス意識の醸成

職員のコンプライアンス意識の醸成を図るため、次の取組を行います。

① 「コンプライアンス強化月間」の制定

コンプライアンス強化月間を制定し、全職員を対象としたコンプライアンス研修（外部講師研修を含む。）の開催やコンプライアンスチェックシートによる確認など、コンプライアンスの徹底に重点的に取り組みます。

② 「コンプライアンス確認の日」の制定

毎月第一水曜日を「コンプライアンス確認の日」と定め、職場単位で、職員倫理規程やコンプライアンスマニュアルの内容を確認するミーティングを実施します。

③ 職員の綱紀保持に関する定期的な通達の発出

夏季休暇や年末年始などの時期に合わせて、職員の綱紀保持を求める通知を定期的に発出します。

その中で、職員倫理規程において定めている「利害関係者からの供応接待」や「利害関係者からの金銭、物品等の贈与」の禁止、また、「利害関係者と飲食を共にすることは原則として禁止であること」「利害関係者と飲食する場合は、自己の費用を負担して、事前に届け出る必要があること」などを徹底します。

④ 新採用職員向けコンプライアンス研修の実施

職員を採用する際は、新採用職員に対するコンプライアンス研修を実施します。

⑤ コンプライアンスマニュアルの見直し

職員倫理規程の内容を具体的に反映させるほか、これまで競馬組合で発生した不適切事案を再発防止に活用できるよう例示するなど、コンプライアンスマニュアルの内容を見直します。

また、関係法令や外部環境の変化など、必要に応じてコンプライアンスマニュアルを見直し、その都度、職員に内容の周知を徹底します。

(2) 適正な職員配置

許認可や補助金交付、事業者との契約事務など、長期間配属されることにより不適切な事案に繋がる可能性のある業務については、職位に応じた標準異動年数を定め、定期人事異動の際には、異動年数とジョブローテーション等を考慮して職員を配置します。

(3) 服務管理等の徹底

単独での利害関係者との打合せ等を原則として禁止するなど服務管理を徹底するため、次の取組を行います。

① 利害関係者との打合せは、原則として複数で行うことをルール化します。

② 上司、グループによる復命書、会議録の確認を徹底します。

③ イントラネットを活用し、全職員のスケジュールを共有、可視化できるようにします。

④ 競馬開催中においても幹部職員が巡回するなど、職員の業務状況の把握に努めます。

(4) 業務情報の共有

業務情報を職員間で共有し相互けん制作用を確保するため、次の取組を行います。

① 利害関係者との打合せは、原則として複数で行うことをルール化します。（再掲）

② 上司、グループによる復命書、会議録の確認を徹底します。（再掲）

③ イントラネットを活用し、全職員のスケジュールを共有、可視化できるようにします。（再掲）

(5) 業務管理の徹底

発注・契約事務を含め、職員の業務状況を把握し適切に管理するため、次の取組を行います。

① 発注・契約事務について、業者選定から契約に至るまで諸規程に従っているか、決裁権限者や所属長の確認に加え、正副担当者が確認し合います。

② 職員の業務状況やグループ内における不適切な業務状況の有無を把握するため、半期に１回程度、所属長が職員と個別ヒアリングを行います。

③ イントラネットを活用し、全職員のスケジュールを共有、可視化できるようにします。（再掲）

④ 競馬開催中においても幹部職員が巡回するなど、職員の業務状況の把握に努めます。（再掲）

(6) 公益通報制度の改善

法令や競馬組合規程のほか、倫理・社会規範などに違反する事実や予兆などに関する通報に対して適切に対応していくため、次のとおり公益通報制度を見直します。

① 競馬組合内部からの通報を行いやすくするため、外部（競馬組合以外の機関）にも窓口を設置します。

② 通報があった場合には、通報者の保護に十分留意するとともに、必要に応じて調査委員会を設置し通報に関する調査を行います。

(7) 企画コンペにおける競争性の確保

企画コンペへの参加業者が複数社になるよう、業務仕様の見直しや参加要件の緩和などの見直しを検討します。

(8) 企画コンペの透明性の確保

企画コンペの実施に当たって疑念を招くことがないよう、次の取組を行います。

① 企画コンペ方式を実施する際は、企画コンペに関する情報を外部に漏えいすることがないよう、審査員に対し事前に守秘義務等に関する説明会を実施します。

② 一人の審査員の点数の影響を直接受け難くするため、間接的な点数制（例：審査員が直接採点した点数を基に１位が５点、２位が３点、３位が１点に変換する。）を採用します。

③ 外部審査員の割合を３分の１以上とするようルール化します。

８ 再発防止策の推進体制

上記の再発防止策について、次のとおり推進していきます。

(1) コンプライアンス推進員の配置

競馬組合の各室課等ごとに、「コンプライアンス強化月間」や毎月の「コンプライアンス確認の日」における職場の取組の中心を担う、コンプライアンス推進員を職員の中から選任し、配置します。

(2) コンプライアンス推進チームによる進捗管理

７に掲げる再発防止策ごとに取組の年間計画を作成し、コンプライアンス推進チームにより、四半期ごとに再発防止策の進捗状況を管理しながら進めます。

【参考】

《公益通報制度の概略》

改正前

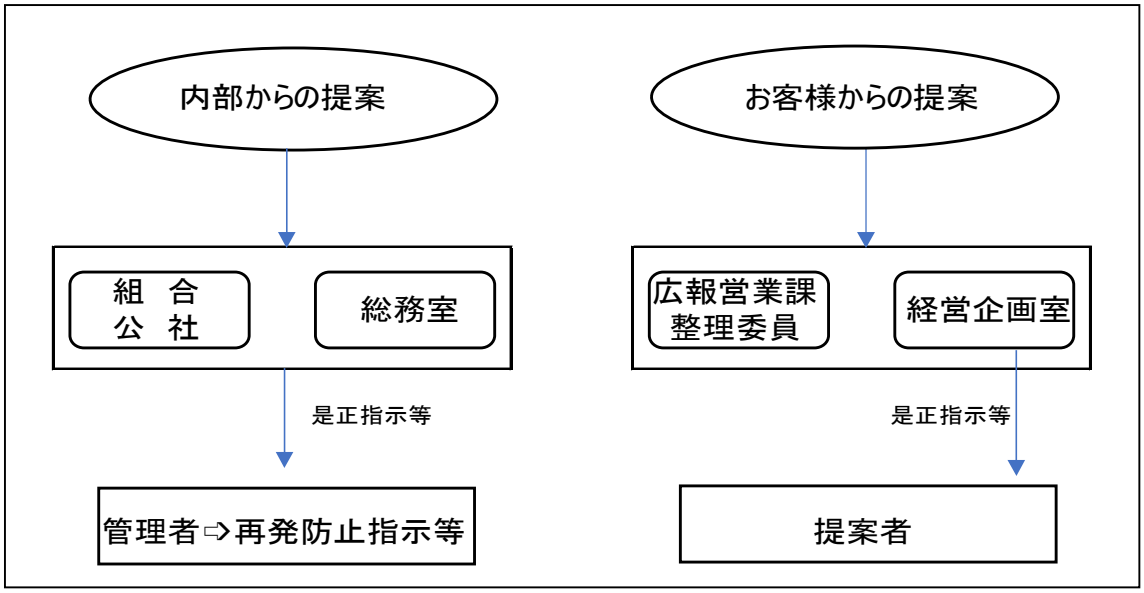
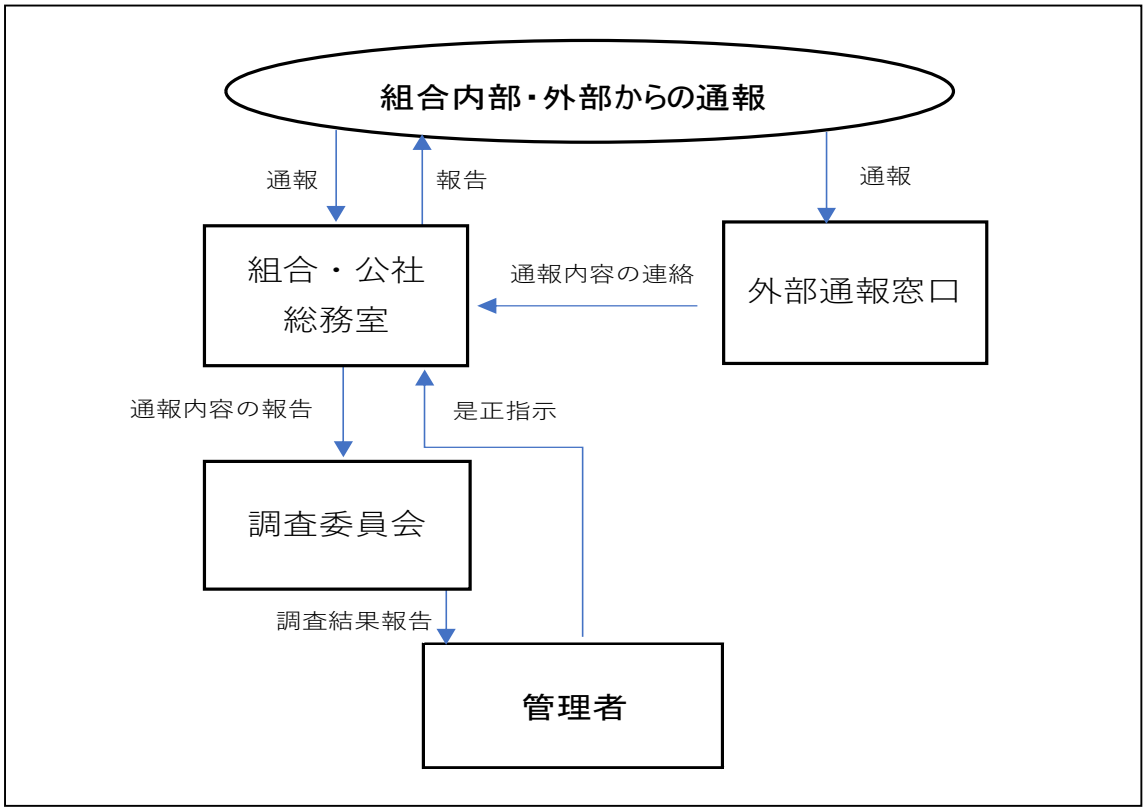
改正後